

議案第 33 号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める
条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号を次のように改める。

（１） 沿道型集落 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ろ）
項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所
及び作業所

（２） 依存型集落 建築基準法別表第 2（ろ）項各号に掲げる建築物

第 6 条第 1 項第 1 号中「前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、
予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。この場合において、前
条第 4 号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型
集落又は独立型集落」とする」を「次のいずれかに該当する開発行為で、予定

建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 建築基準法別表第２（い）項第１号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用住宅」という。）

イ 建築基準法別表第２（い）項第２号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの

ウ 建築基準法別表第２（ろ）項第２号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの

エ 延べ面積が２００平方メートル以下の事務所及び作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。

オ アからエまでに掲げる建築物に附属する建築物

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。